

令和2年度 第5回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年8月7日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番 吉岩 一三 4番 藤松 美潮 7番 金高 奉宣 13番 豊田 敏夫

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野瀬 靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

- 議案第 19号 農地法第3条の申請について
- 議案第 20号 農地法第4条の申請について
- 議案第 21号 農地法第5条の申請について
- 議案第 22号 非農地証明願いについて
- 議案第 23号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
- 議案第 24号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 25号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長	それでは、令和2年度第5回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時30分 : 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と、[REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第19号から議案第25号までの7議案24件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第19号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の[REDACTED]です。本日もよろしくお願いします。 それでは、議案書1ページをごらんください。 「議案第19号」「農地法第3条の申請について」、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があつたので、これを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] 区、[REDACTED]、[REDACTED] 歳。 申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED] m ² 、合計[REDACTED]筆の[REDACTED] m ² 。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	7月20日に事務局を含め、3人で現地を確認しました。 現場は、[REDACTED] の [REDACTED] のすぐ近くになります。譲受人の[REDACTED] さんにつきましては、大変熱心に[REDACTED] に励んでおります。また、後継者もいるようで、この譲り受けた土地につきましては、[REDACTED] に使うのではないかと思われます。よろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	譲渡人は高齢のため、経営規模縮小を考えています。今回、申請地の隣を耕作している譲受人と売買の話がまとまつたため申請となりました。 なお、[REDACTED] さんの所有農地は、これ以外に約[REDACTED] a ありますが、今後順次整理していく意向のようです。 [REDACTED] さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED] さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。

議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■、■、譲受人、■区、■■■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況とともに■、地積■m²、合計■筆の■m²。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、計■a。理由といたしましては、■在住、親族からの贈与であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■委員	<p>現地を7月22日、■農地委員と一緒に立会いをさせていただきました。</p> <p>申請場所でございますが、地図の3条—2をごらんください。■になった■から■mくらいのところにあります。</p> <p>今回、■在住で管理が難しい■さんが、親族である■さんに譲りたいということで申請がありました。譲受人の■さんは以前から農地を耕作しており、問題ありませんので、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は■に住んでおり管理ができない状況です。今回、親族間で自宅を含めた贈与の話がまとまり、農地の方は譲受人が、宅地の方は譲受人の息子が受贈するようになり、今回の申請となりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■、■、譲受人、■区、■■■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況とともに■、地積■m²、合計■筆の■m²。譲受人の経営面積は、■a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■委員	<p>説明いたします。7月22日に事務局と■さん、私と■農地委員の4人で現地確認に行きました。現地は、■の■というところです。高齢のため草刈り等、管理が困難なので譲り渡したそうです。</p> <p>以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	譲渡人は高齢で■に住んでおり、農地管理が出来ない状態です。今回、申請地区に住む同級生の譲受人と、売買の話がまとまったため申請となりました。

	<p>なお、[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>[REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点もありませんので、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第19号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第19号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第20号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>事務局の[REDACTED]です。よろしくお願いします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>「議案第20号」「農地法第4条の申請について」、農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。申請内容、駐車場用地、避難用地として。申請理由は、公共的な用途を目的としたものであるが、無断で休耕田を駐車場用地、避難用地として転用したため、追認による農地転用許可申請を行う。こちらは、第2種農地、追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	<p>7月21日に[REDACTED]農地委員と事務局で現地を確認いたしました。</p> <p>場所は何回も出ていますが、[REDACTED]の[REDACTED]のすぐ隣の土地になります。今説明がありましたように、転用理由は、公共的な駐車場、避難用地として使用していますが、無断転用のため、追認案件となりました。転用については、始末書も提出されておりますので、[REDACTED]農地委員と協議し、許可して問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>追認案件となった理由につきましては、周辺に広場や駐車場がなく、災害時の避難場所として地域の方々に利用してもらうため、休耕中の田を造成してしまったようです。このことについては申請者から始末書が提出されています。</p> <p>立地条件です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、</p>

	<p>申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため代替地の検討も行いましたが、面積不足、土地の形状などの観点から申請地に決めたようです。</p> <p>この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の東側は■、南側は■、西側は■、北側は■にそれぞれ接しており、転用行為の妨げとなる権利者はいません。また、隣接農地所有者から同意を得ているため営農上の問題はありません。</p> <p>整備の概要です。駐車場用地として約■台駐車可能なスペースを確保しており、敷地内排水は基本的に自然浸透し、表面水が発生した場合には市道側溝へ処理されます。</p> <p>以上により、立地基準、一般基準の両基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第20号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第20号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第20号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第21号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>「議案第21号」「農地法第5条の申請について」、農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■区、■、転用者、■区、■。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²。</p> <p>申請内容、一般住宅として。申請理由は、現在賃貸暮らしであるが、子供の成長に伴い手狭になつたため、申請地を取得し、住宅を建築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	<p>7月20日、■委員、それから事務局1名と現地調査を行いました。</p> <p>場所は、地図5条一1、■の近所で、ここは■が建っている場所でございます。■さんの親族が近所に住んでいるので用地を購入し、宅地に家を建てるということです。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■さんは■で■区の■にご家族で生活されています。</p> <p>転用の目的は、子供の成長にともない、アパートが手狭になったことから、申請地を購入し、一般住宅を建築するものです。</p> <p>立地基準です。申請地は、農村活性化住環境整備事業にて整備された土地であることから「都</p>

	<p>市化2種農地」と判断されます。当該地区的改良事業計画に定められた用途は住宅であり、申請の転用目的は一般住宅であるため条件に該当します。また、同様の観点から代替地の検討も不要と判断しました。</p> <p>なお、この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の東側、南側、西側は■、北側は■にそれぞれ接しています。周辺地の地目は■ですが、事業の目的から転用について問題はないと思われます。</p> <p>新築計画です。申請地の■m²に、1階床面積■m²、約■坪の一般住宅と駐車場を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・生活排水ともに北側の市道側溝へ接続予定です。生活排水は合併処理浄化槽を経由します。排水に関し、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの「融資可能証明書」が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■区、■、■、■、■、転用者、■■■、■■■。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、ほか■筆、合計■筆の■m²。申請内容、太陽光発電施設として。申請理由は、耕作が困難となり、土地の有効活用を図る上で、太陽光発電施設に適した土地であると判断したため、建設を計画した。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■委員	<p>おはようございます。7月20日に■農地委員と事務局とで現地に行きました。</p> <p>現地は、■を■方面に行くと、■があるのですが、そこから1kmぐらい行った右の少し山手です。以前、太陽光発電施設の設置をしたところで、■さんの申請がありました。その続きで、荒れ地が残っていたのですが、隣接地の■さんの土地も同じような状態で、今回一緒に太陽光発電施設を設置しようというお話になりました、■の■さんが転用することになりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者の■さん、■さんは耕作が困難となった休耕田の有効活用を図っており、転用者の■さんは施設建設に適した用地を探していました。そこで、双方が話し合い、申請地に太陽光発電施設を設置する計画です。</p> <p>立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そこで、代替地の検討も行っていますが、日照条件、費用面及び面積が確保できることなどからこの土地になったようです。</p> <p>この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p>

	<p>一般基準です。申請地の南側は■及び■、西側は■に接しています。隣接する農地の関係者からの承諾書が添付されており、今回の転用について問題がないと思われます。</p> <p>整備計画です。申請地の■筆■m²の土地に、パネル■枚、最大出力■kWの太陽光発電施設を計画しています。計画での出力は50kWを超えていますが、パワーコンディショナーを経由することにより、出力は■kWとなり、九州電力との50kW未満の低圧契約に相違ありません。また、九州電力との系統連携契約に関する書面も提出されています。</p> <p>付近の土地に対する被害防除策としては、基本的に現状の形状で土地を利用するため、土砂流出はなく、雨水対策については用地の中央付近に側溝を設置し、市道側溝に放流する計画です。この件につきましては関係者、各関係機関との協議も終えています。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を借入金で賄うようです。金融機関からの「借入承諾書」が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>番号3番、申請人、土地所有者、■区、■、転用者、■区、■。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²。申請理由は、現在賃貸暮らしであるが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を取得し、住宅を建築したい。こちらは第3種農地、追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	<p>それでは、第5条、番号3番の説明をいたします。</p> <p>先月の7月31日に、■農地委員と事務局で現地を確認しました。</p> <p>この現地は、■から直線距離で南西約500m、■の付近に位置する土地です。</p> <p>転用の理由というのは、申請地に一般住宅の建築を計画し、今回の申請に至ったようです。申請前に転用を行ったことについては、始末書が提出されており、付近に農地がないことから、営農上問題なく、■農地委員と協議し、許可して問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上、よろしくお願いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■さんは■で■区のアパートにご家族で生活されています。</p> <p>転用の目的は、子供の成長にともない、アパートが手狭になったことから、申請地を購入し、一般住宅を建築するものです。</p> <p>立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）に定められていることから第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地は、原則、転用許可ができる農地で、農用地区域外の土地であることの証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の東側、西側は土地所有者の■、北側は■、南側は■にそれぞれ接</p>

	<p>しており、転用行為の妨げとなる権利者はいません。</p> <p>新築計画です。申請地の [REDACTED] m²に、1階床面積 [REDACTED] m²、約 [REDACTED] 坪の一般住宅建築を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・生活排水ともに南側の市道側溝へ接続予定です。なお生活排水は合併処理浄化槽を経由します。排水に関し、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの「融資可能証明書」が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>なお、土地所有者が農地転用許可申請前に造成を行ったため、追認案件となっておりますが、これにつきましては始末書が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第21号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第21号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第22号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>「議案第22号」「非農地証明願いについて」、農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[REDACTED] 区、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED] m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED] m²。申請地の状況、山林。転用又は耕作放棄された理由、30年以上耕作しておらず、今後の計画もないため、耕作を断念した。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	<p>7月17日、[REDACTED] 農地委員と事務局と現地確認を行っています。</p> <p>現地は、[REDACTED] の旧道のほうの沿線である場所で、木が生い茂って、現状、見る影もないような状態です。よろしくお願ひします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を7月17日に[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地のうち、[REDACTED] については農地法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みです。</p>

	<p>申請地が現況となった理由は、耕作者がおらず30年以上放置していたためです。現在は雑木、竹、雑草が生い茂った状態です。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。</p> <p>なお、申請地は全筆令和2年4月30日に農振除外申請が認められていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、このままの状態で管理するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	続いて、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。申請地の状況、山林、一部駐車場用地。転用又は耕作放棄地された理由、[REDACTED]の場として、耕作とともに、果樹系統の栽培を行ってきたが、利用者の減少により、やむなく管理を断念し、現在に至る。</p> <p>[REDACTED]については、駐車場がなく、不便であったため、平成2年頃から一部を駐車場に転用してしまった。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED]委員	<p>おはようございます。申請地については、[REDACTED]の[REDACTED]区の一部です。7月21日、[REDACTED]農地委員と事務局で現地確認を行いました。</p> <p>[REDACTED]筆のうち、上の[REDACTED]筆については、[REDACTED]のすぐそばの土地であります。一つは、先ほど言いましたように、駐車場の用地になっております。もう[REDACTED]筆では、どこでもあるような大きな木が竹やぶになっております。あの[REDACTED]、ここは見る影もなく荒れ果てて、もう復旧はできないかと思います。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を7月21日に[REDACTED]農地委員、[REDACTED]農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地のうち、[REDACTED]につきましては一部駐車場用地となっております。理由としましては、平成2年頃、駐車場確保のため農地転用手続を行わず造成してしまったようです。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。</p> <p>その他の土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]に農地法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みであり、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]には、非農地通知を今年度発送予定で、現況は雑木、竹が生い茂った状態です。</p> <p>これらのことから、申請地は証明書発行基準第2の4及び第4の5に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、このままの状態で管理するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第22号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

■ 委員	毎月非農地証明願いは議題に出ますが、登記が農地になったという確認まで農業委員会はしないんですか？
事務局	現状は行っていません。
■ 委員	非農地証明書を出しても、農地に変更されてない土地がまた残るということですね。
事務局	そうですね。10年前から非農地証明書は出しているんですけど、それをなくしたということです。口頭では、事務局がお伝えしています。
■ 委員	口頭でなら、本人の自覚以外ないということですね。
事務局	そうですね。強制とまではいかないです。
議長	よろしいですか。他にないですか。なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第22号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第22号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第23号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書6ページをごらんください。</p> <p>「議案第23号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付け杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■、■。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、ほか■筆、合計■筆の■m²。杵築市空き家登録番号■番、宅地地番、大字■、宅地面積は■m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	もう少し補足ができますか。区域指定をすることによって、どうなるかという説明ができれば。
事務局	<p>一応簡単に説明します。皆さん、3条の許可基準一覧の表が入っていると思いますが、その中に面積要件が入っています。通常であれば、農地取得にあたりましては、50aの面積要件が必要ですが、空き家バンクに登録された宅地に付随する農地につきましては1a、1aに満たないときには、その面積から農地取得するように緩和されました。杵築市は今までに9件の実績がありまして、所有権移転が行われています。</p> <p>それぞれの内容については、後で詳細説明いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■ 委員	まず場所ですけど、■から■に行く道に■という地区にあります。申請者が空き家になっているところを借りて、片手間に農業をしたいということで申請が出ていて、よろしくお願いします。
議長	指定理由について、事務局より説明願います。

事務局	<p>それでは、皆さん、図面の3条位置図の後ろの最後のページの17条—1という、この地図をごらんください。</p> <p>今回の申請が全部で10回目の案件になります。</p> <p>空き家の場所は、黒い星印で囲んである場所です。農地の場所は、空き家の近くにあり、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>申請者は相続で宅地と農地を取得しましたが、市外に居住しており、管理が難しいので、今回の申請となりました。購入予定者は [REDACTED] から移住する予定です。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をし、来月以降3条申請を待つ形になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	続いて、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請者、[REDACTED] 区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字 [REDACTED] 字 [REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED] m²、ほか [REDACTED] 筆、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m²。杵築市空き家バンク登録番号 [REDACTED] 番、宅地地番、大字 [REDACTED]、宅地面積 [REDACTED] m²。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	<p>現地は、先月7月21日に [REDACTED] 農地委員と事務局と私とで確認いたしました。</p> <p>申請地は、[REDACTED] の [REDACTED] 方に向かって、[REDACTED] から少し左に上がり、そこを [REDACTED] kmほど上がったところで、[REDACTED] の入り口になります。宅地に農地がついている物件で、農地はかなり草が茂っていますが、それを空き家バンクに登録していて、購入の話がまとまったようです。</p>
議長	指定理由について、事務局より説明願います。
事務局	<p>図面の3条の位置図、17条—2をごらんください。</p> <p>この案件が11回目です。</p> <p>空き家の場所は、先ほどと同じで黒く星で囲んでいる場所です。</p> <p>農地の場所は、空き家の近くにあり、管理に関しては問題ないと思います。</p> <p>申請者は相続で宅地と農地を取得しましたが、管理ができないため、空き家バンクに農地付き物件として募集したところ、話がまとまり今回の申請になりました。</p> <p>ちなみに、購入予定者は [REDACTED] から移住する予定です。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をし、来月以降3条申請を待つ形になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第23号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。申請の農地を「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域」に指定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第23号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区

	域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決します。
議長	次に、「議案第24号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書7ページをごらんください。</p> <p>「議案第24号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、農用地利用集積計画（案）の審議依頼があつたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。設定期間は[REDACTED]年新規で、借人経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ借人、貸人がある場合は、住所、氏名、設定期間、借人の経営面積等は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、8ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、9ページをごらんください。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。設定期間は[REDACTED]年新規であります。</p> <p>続きまして、番号9番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、番号10番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。設定期間は[REDACTED]年新規であります。</p> <p>続きまして、議案書10ページをごらんください。</p> <p>番号11番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、番号12番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地になります</p>

	<p>借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。対象農地は、大字[REDACTED]、[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>続きまして、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]歳。対象農地は、大字[REDACTED]、[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。</p> <p>次の14ページから22ページまでが、先ほど審議していただいた農用地利用集積計画の番号1番から番号12番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を、農地中間管理機構から11ページから13ページの方に貸し付ける土地の一覧であります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第25号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。よろしいですか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第25号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和2年度第5回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時19分：終了)